

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
1	株式会社ENEOSウイング	名古屋市中区	R8.4.24	R9.6.23	14か月	公正取引委員会は、令和8年4月17日、軽油販売業者による価格カルテル事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、検事総長に告発した。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3-1）
2	スバル興業株式会社	東京都千代田区	R8.5.1	R8.11.14	6.5か月	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3-1）